

食べもののムダを
なくそう プロジェクト

令和5年10月30日（月）

令和5年全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会総会
消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室長 田中 誠

食品ロス削減の取組について



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

● 食品ロスをめぐる現状

我が国の食品ロスの状況

- 食品ロス量は年間**523万トン**（令和3年度推計）≒国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量（約480万トン）の1.1倍
- 毎日大型（10トン）トラック約**1,433台分**を廃棄
- 年間1人当たりの食品ロス量は**42kg** →毎日おにぎり**1個分（114g）**の食べ物を捨てている計算

<日本>

食料を海外からの輸入に大きく依存

- 食料自給率（カロリーベース）は**38%**
（農林水産省「食料需給表（令和4年度）」）



廃棄物の処理に多額のコストを投入

- 市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物の処理に要する経費は**約2.1兆円/年**
（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について（令和3年度）」）

食料の家計負担は大きい

- 食料が消費支出の**1/4以上**を占めている
（総務省「家計調査（2022年）」）

深刻な子どもの貧困

- 子どもの貧困は、**9人に1人**と依然として高水準
（厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」）

<世界>

世界の食料廃棄の状況

- 食料廃棄量は年間**約13億トン**
- 人の消費のために生産された食料のおよそ**1/3**を廃棄
（国連食糧農業機関（FAO）「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」）



世界の人口は急増

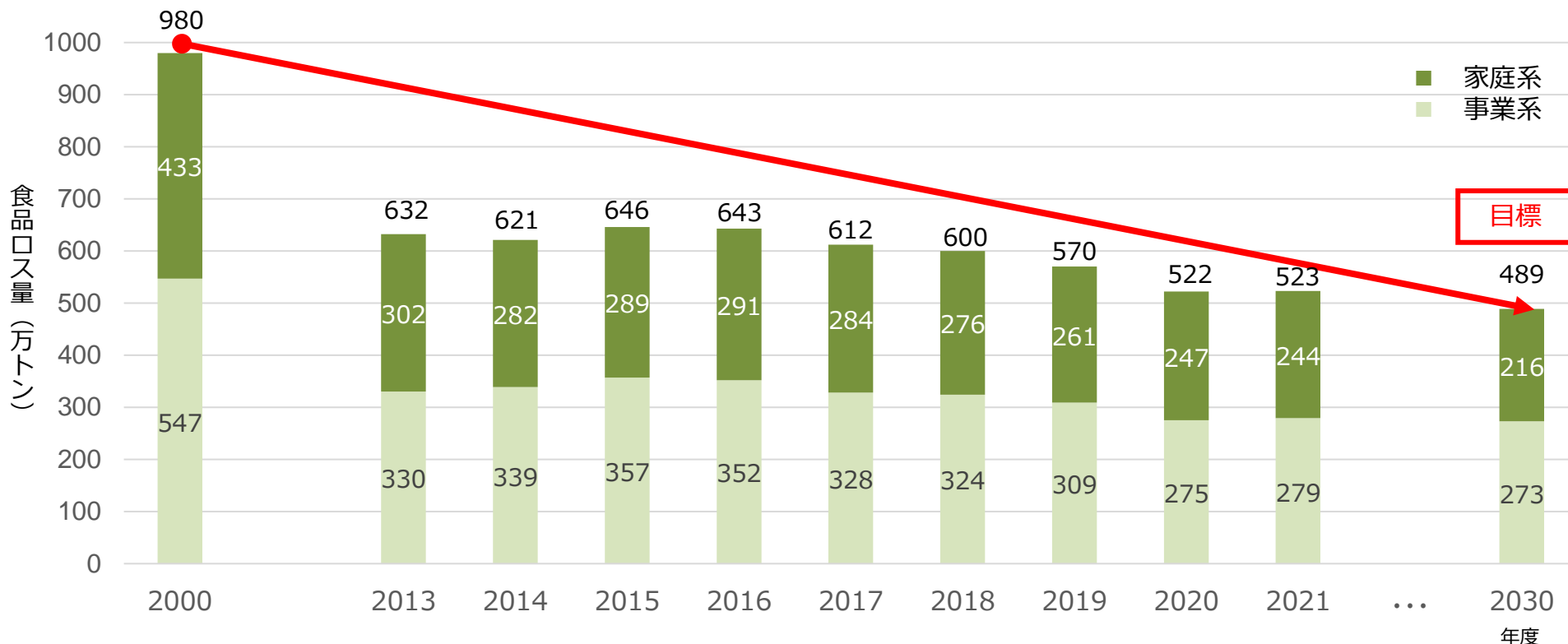
- 2021年は約79億人、2050年には**約97億人**と予測
（国連「World Population Prospects The 2022」）

深刻な飢えや栄養不良

- 飢えや栄養で苦しんでいる人々は**約7.7億人**
- 5歳未満の発育障害は**約1.5億人**
（国連食糧農業機関（FAO）
「The STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD（2022）」）

食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進。



年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (/2000)	2030 (/2000)
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	261	247	244 (▲56%)	216 (▲50%)
事業系	547	330	339	357	352	328	324	309	275	279 (▲51%)	273 (▲50%)
合計	980	632	621	646	643	612	600	570	522	523 (▲53%)	489 (▲50%)

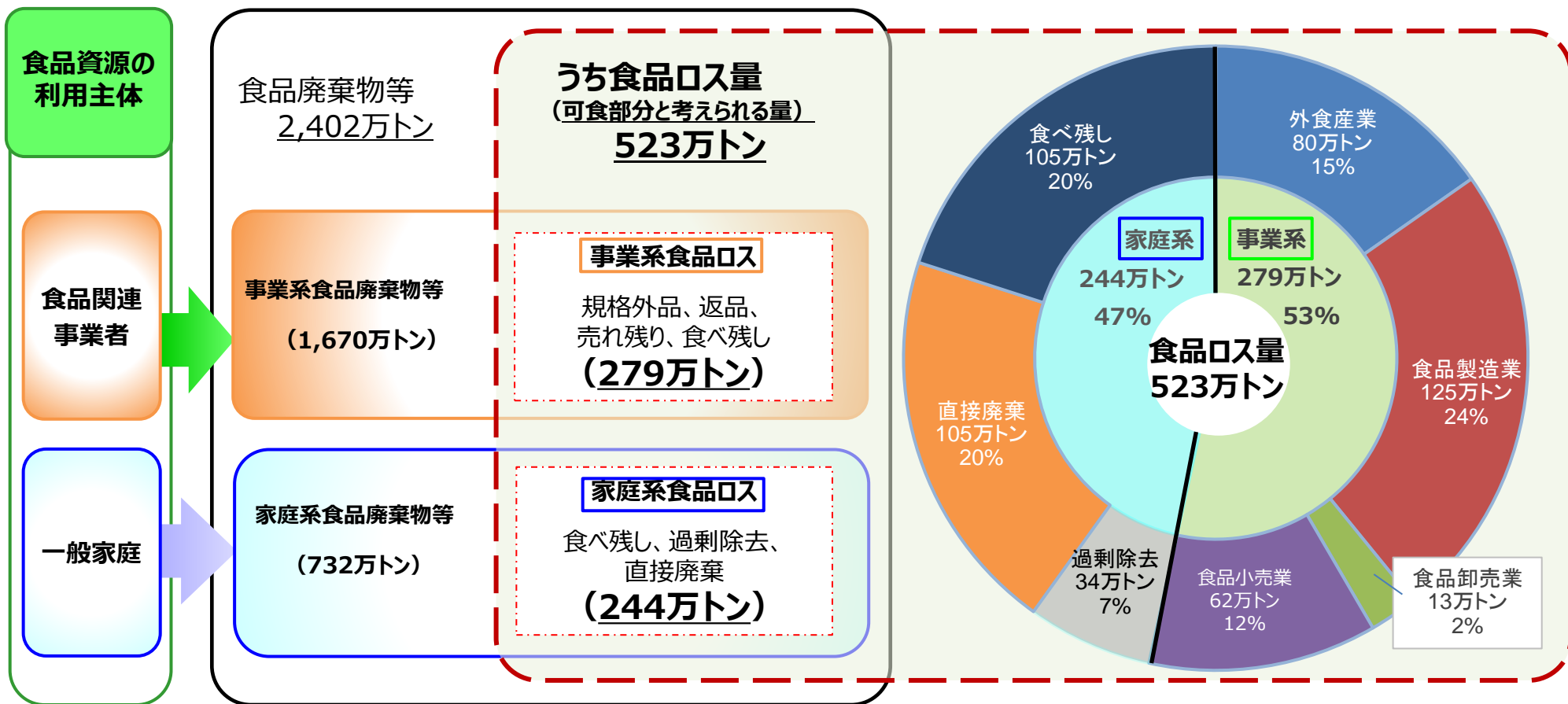
(農林水産省及び環境省 推計) (単位 万トン)

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

()内の数字は、2000年度比率

● 食品ロスの発生要因

食品廃棄物等の発生状況と割合 <概念図>



資料：農林水産省及び環境省「令和3年度推計」

〔参考〕 産業廃棄物の総排出量は3億7,400万トン（令和2年度）、一般廃棄物の総排出量は4,095万トン（令和3年度）

資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年5月31日公布（令和元年法律第19号）
令和元年10月1日施行

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
 - ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記
- ➔ 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設置

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針※を策定（閣議決定）
 - ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定
- ※令和2年3月31日 閣議決定

基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議を設置
（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

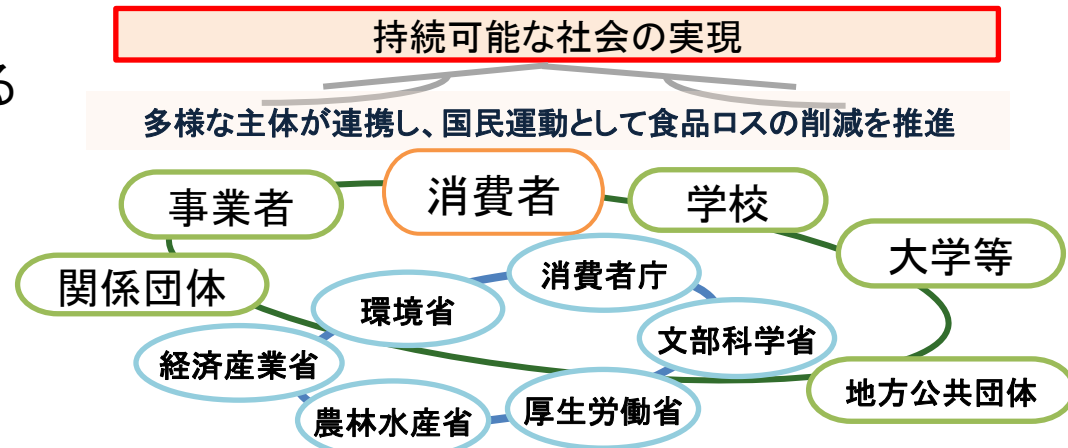
(令和2年3月31日閣議決定)

「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定に基づき、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして策定

食品ロス削減推進の基本的な方向

国民各層が食品ロスの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要。

- 食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- 食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- 生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各段階において、食品ロスが発生していることや、
- 消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
- 可能なものから具体的な行動に移す



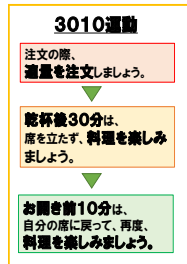
食品ロスの削減の推進において消費者、食品の生産・製造・販売等に関わる事業者等に求められる役割と行動

各々の主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、『我が事』として捉え、行動に移すことを促進。

《消費者》

日々の生活の中でできることを一人一人が考え、行動に移す。

- 例)
- ・ 買物の前に家にある食材をチェック。
 - ・ 定期的な冷蔵庫内の在庫管理。
 - ・ 食卓に上げる料理は食べきれる量に。
 - ・ 外食時は食べきれる量を注文、宴会時の3010運動等の実践、残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。



《農林漁業者・食品関連事業者》

事業活動による食品ロスを把握、商慣習を含め見直しに取り組む。

- 例)
- ・ 規格外や未利用の農林水産物の有効活用。
 - ・ 賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限（3分の1ルール）の緩和。
 - ・ 季節商品（恵方巻きなど）の予約販売等。
 - ・ 値引き・ポイント付与等による売り切り。
 - ・ 外食での小盛りメニュー等の導入。
 - ・ 持ち帰りへの対応。



〔恵方巻きのロス削減プロジェクトの目印〕



〔小盛りメニュー等の導入〕

《国・地方公共団体》

消費者等への普及啓発、食品関連事業者等の取組への支援、情報の収集・提供、未利用食品を提供するための活動の支援等を実施。

- 例)
- ・ 食品ロス削減の施策の推進。
 - ・ 災害時用備蓄食品の有効活用。
 - ・ 主催イベントでの食品ロスの削減。

都道府県及び市町村は、地域の特性を踏まえた取組を推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定（努力義務）。
国は、計画策定を促進。



〔期限切れの災害用備蓄食品の提供〕



〔食品ロス削減全国大会〕

削減目標等

- 家庭系食品ロス、事業系食品ロスともに、
2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減：980万トン→489万トン
- 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合：80%

食品ロス削減推進計画の策定状況

食品ロス削減推進計画の意義

食品ロス削減推進法 第12条、第13条

都道府県及び市町村※は、食品ロス削減推進法の基本方針を基に、食品ロス削減推進計画を策定（努力義務）

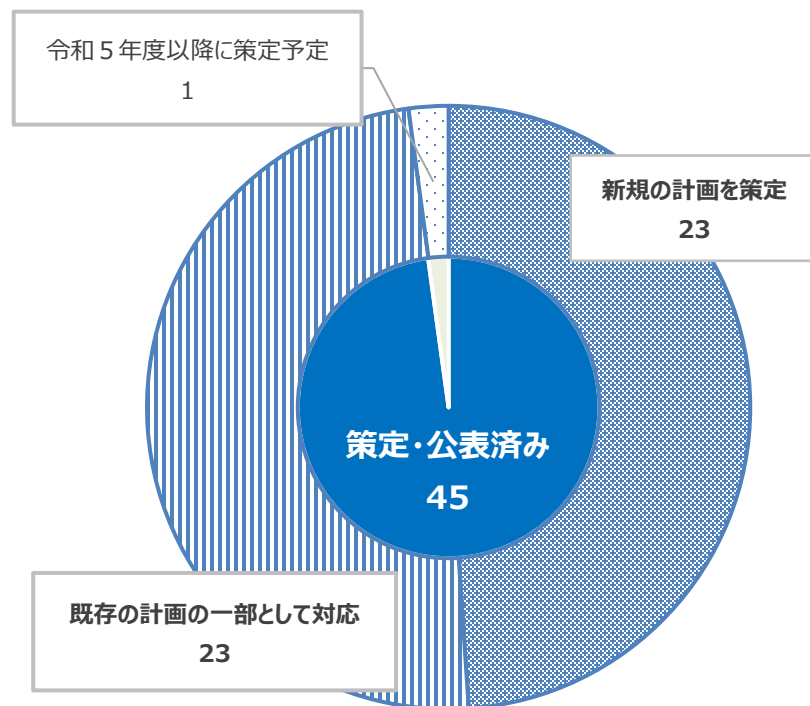
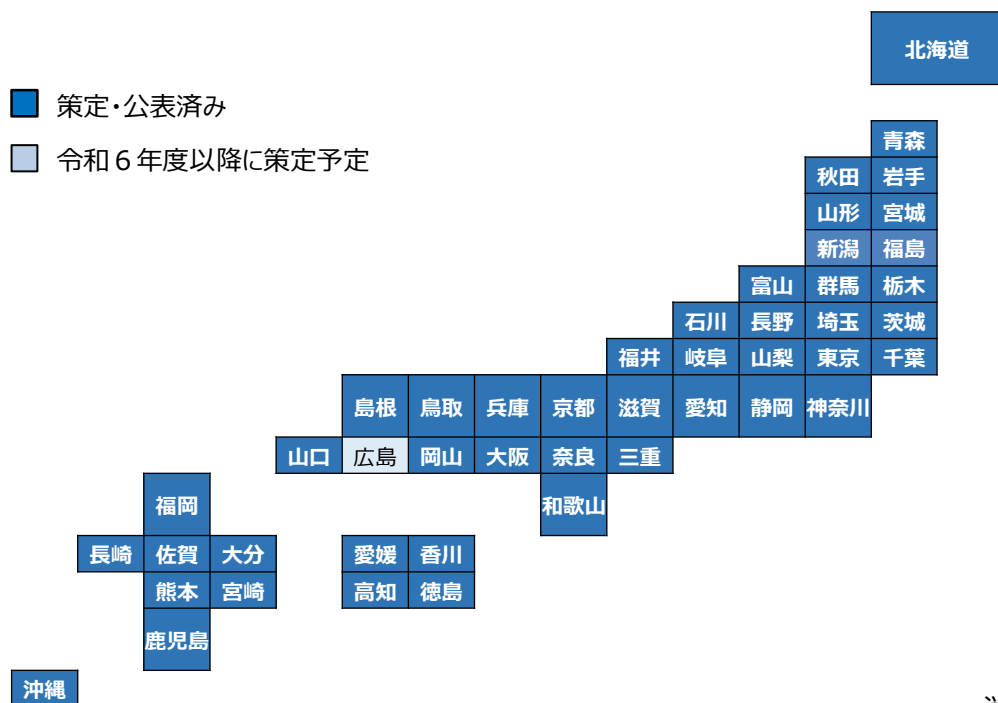
※市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定することが望まれる。

- 我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要。
- 食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するもの。

食品ロス削減推進計画の策定状況（47都道府県）

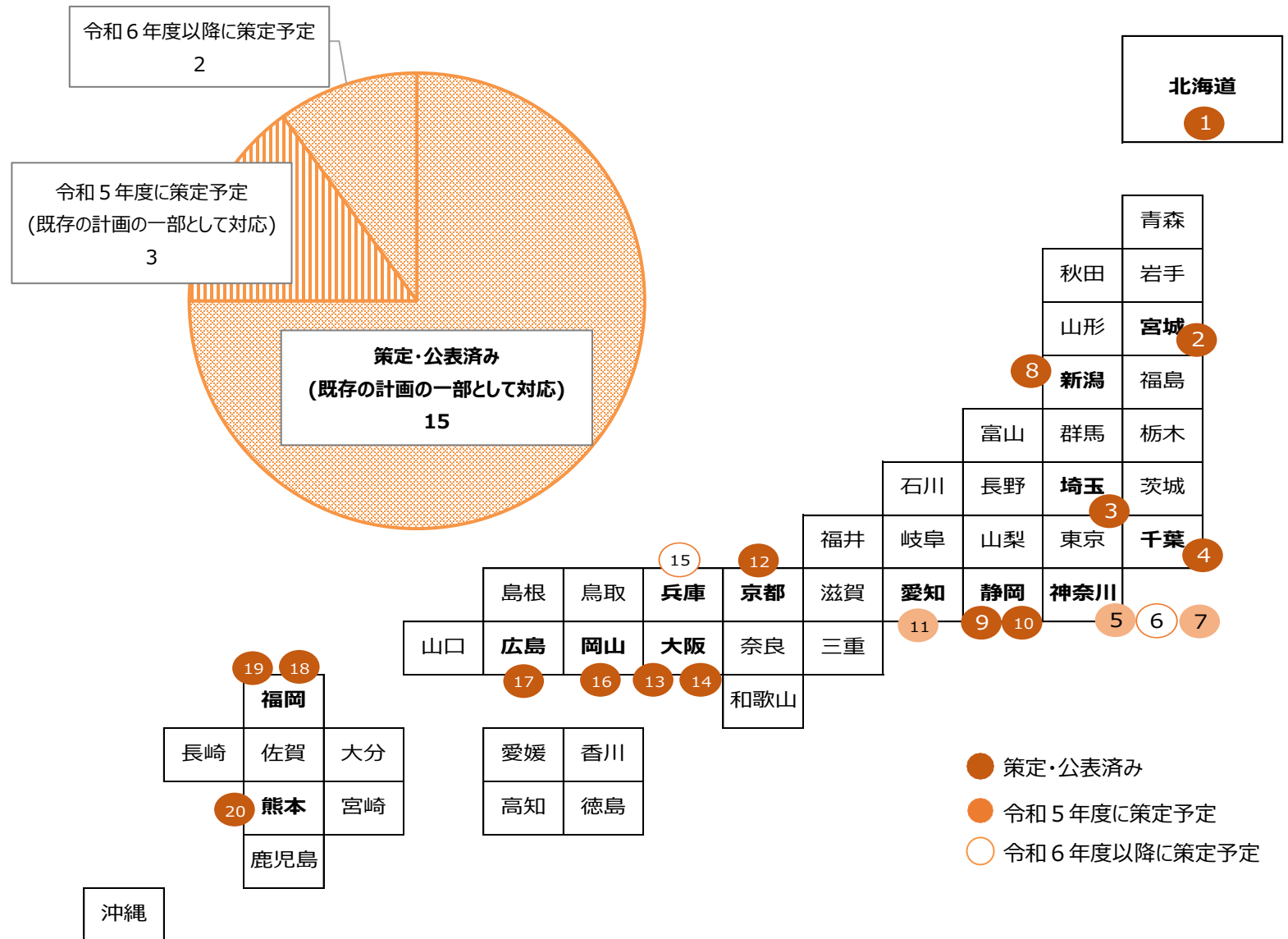
■ 策定・公表済み

□ 令和6年度以降に策定予定



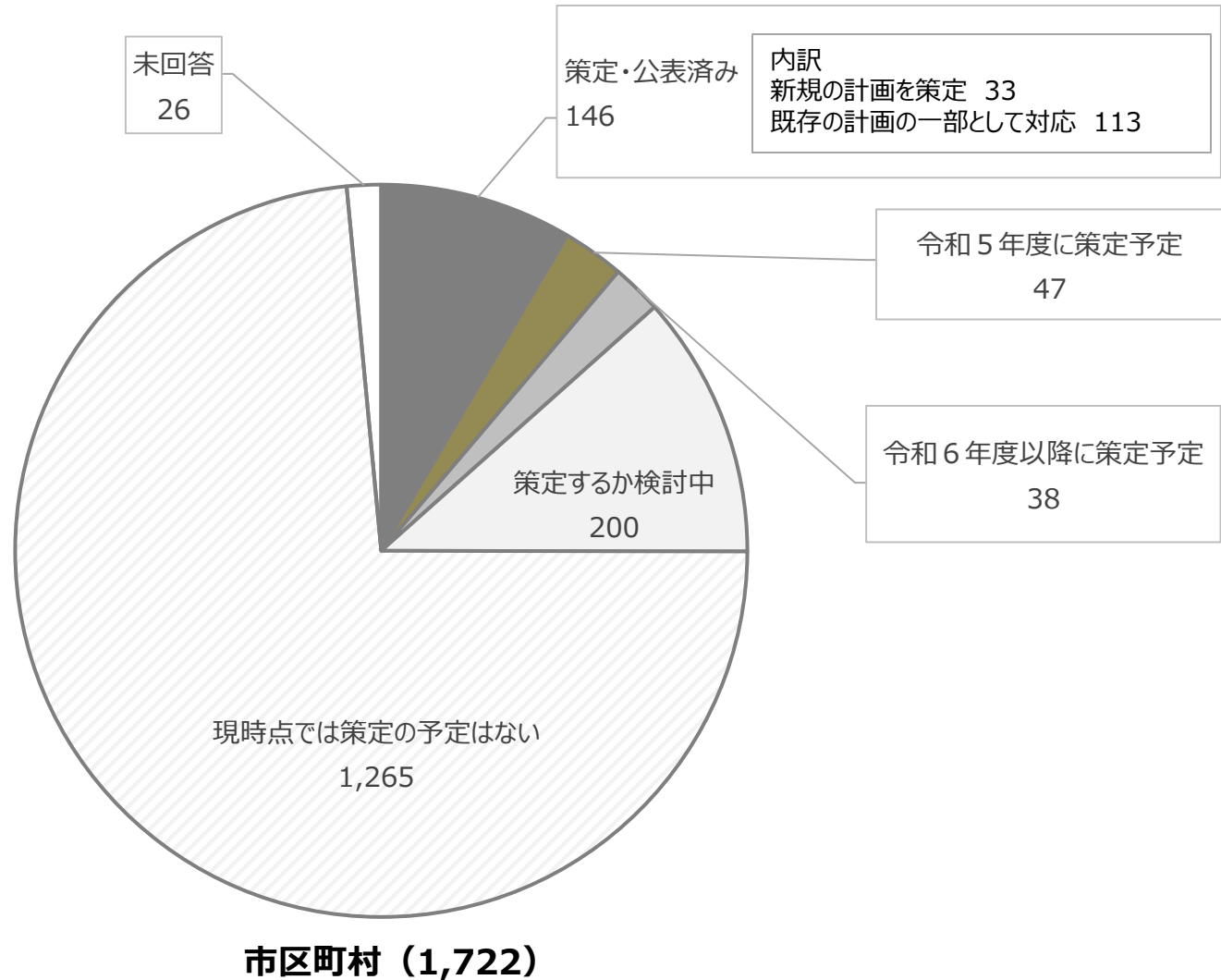
食品ロス削減推進計画の策定状況（20指定都市）

指定都市
① 札幌市
② 仙台市
③ さいたま市
④ 千葉市
⑤ 横浜市
⑥ 川崎市
⑦ 相模原市
⑧ 新潟市
⑨ 静岡市
⑩ 浜松市
⑪ 名古屋市
⑫ 京都市
⑬ 大阪市
⑭ 堺市
⑮ 神戸市
⑯ 岡山市
⑰ 広島市
⑱ 北九州市
⑲ 福岡市
⑳ 熊本市



食品ロス削減推進計画の策定状況（1722市区町村）

市区町村において、「策定・公表済み」と回答したのは、146自治体。「令和5年度に策定予定」は、47自治体。「令和6年度以降に策定予定」は、38自治体。半数以上の自治体が「現時点では策定予定はない」と回答。



食品ロス削減推進サポーターの育成に向けた概要

我が国の食品ロスの現状

- ・食品ロス量（令和元年度） 522万トン
≒国連世界食糧計画（WFP）により食料援助量（約420万トン）の1.2倍
- ・国民一人あたり年間41Kg

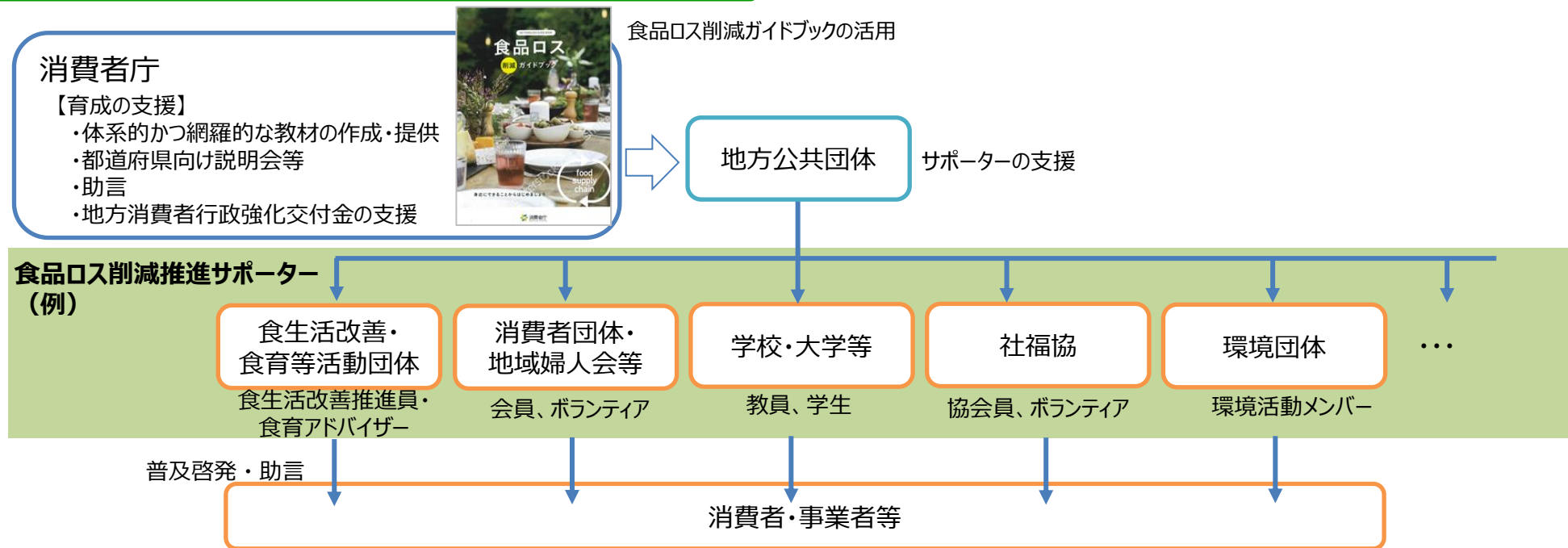
我が国の食品ロス削減の目標

2030年度の目標として、2000年度比に対して半減
（980万トン → **489万トン**）

食品ロス削減推進法の基本方針・基本的施策（抜粋）

- ・食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発、提供等を推進。 ⇒消費者庁は「食品ロス削減ガイドブック」を作成

食品ロス削減推進サポーター育成の体制イメージ



食品ロス削減推進サポーター育成

自治体や団体と連携し、地域に根差した食品ロスに関する周知啓発、削減の取組を進める食品ロス削減推進サポーターを育成するため、令和4年7月から、消費者庁開催「食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座」を実施。

民間団体・個人等のほか、自治体職員も登録

オンライン受講者

《消費者庁作成「食品ロス削減ガイドブック」を使用したオンライン講座の様子》

The slide shows a bar chart of food waste volume from 2000 to 2018. The chart has two series: '家庭系' (Household) and '事業系' (Business). The total volume is 980 million kg. The chart shows a general downward trend with some fluctuations. A target line is shown at 489 million kg for 2030.

年	家庭系 (百万kg)	事業系 (百万kg)	合計 (百万kg)
2000	547	433	980
2001	532	421	953
2002	302	282	584
2003	289	291	580
2004	284	276	560
2005	284	276	560
2006	284	276	560
2007	284	276	560
2008	284	276	560
2009	284	276	560
2010	284	276	560
2011	284	276	560
2012	284	276	560
2013	284	276	560
2014	284	276	560
2015	284	276	560
2016	284	276	560
2017	284	276	560
2018	284	276	560
2030 (目標)	-	-	489

Below the chart is a video player showing a man in a suit speaking at a podium. The text '事務局2' is visible in the bottom left corner of the video frame.



サポーター登録申請者 約**2,100人**※

※令和5年9月末時点。申請は随時受付中

※オンライン講座・試験を踏まえてサポーターとして活動希望する者

申請後、消費者庁が認定した者へ認定証、認定バッジの送付



サポーターとしての活躍の場 (例)

- 地方公共団体が開催する食品ロス削減に関する講座
- 自団体内で開催する学習会
- 地域イベントでの啓発 (イベント、ファーマーズマーケット、展示会等)
- 学校現場でのSDGs、環境、社会、家庭科、食育等での出前授業
- 地元の一般事業者への社員教育
- 地元の食品事業者等への食品ロス削減の助言等

▼第4回オンライン講座の開催は、令和6年2月ごろを予定

○消費者庁によるサポーター向け支援

食品ロス削減特設サイト、SNS、メルマガによる情報提供、また啓発資材の提供。
年1回、サポーターからの活動報告をもとに状況を把握し、報告内容について情報共有。

《消費者庁食品ロス削減特設サイト
食品ロス削減推進サポーター向けページ》

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/supporter/>



食品ロス削減推進サポーター向けページ

ホーム / 食品ロス削減推進サポーター

本ページは、食品ロス削減推進サポーター（認定受講者を含む）への情報提供を目的としたページです。
（非公表資料については、メール添付でご案内いたします。）

サポーター制度について

○（参考）地方公共団体向け食品ロス削減推進サポーター制度の運用について【令和4年4月更新版】（PDF版）

サポーター養成講座 案内

第1回食品ロス削減推進サポーター養成オンライン講座のプログラム等は、以下事務局をご確認ください。

○事務局連絡「食品ロス削減推進サポーター養成オンライン講座の開催について（案内・依頼）（地方公共団体向け）」（PDF版）

○案内文「食品ロス削減推進サポーター養成講座の開催について（団体向け）」（PDF版）

サポーター講座 受講者向け資料

○食品ロス削減ガイドブック（PDF版）（デジタルブック版）

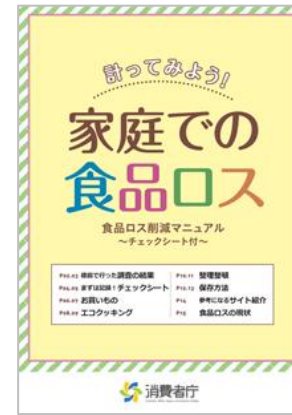
○サポーター講座後の試験（問題+小論文）（PDF版）（Word版）

（採点及び合否について）

設問は「食品ロス削減ガイドブック（以下、ガイドブックという）」の内容から出題します。小論文については、「サポーターになっ
た際の目標」を記載していただきます。

試験の解答は、団体の代表者もしくはご本人でガイドブック等を参照しながら、採点していただきます。解答が誤っていても、ガイド
ブックを再度確認し、復習していただくことで、再試験等は必要ございません。小論文も、サポーターとしての目標を明確に記載いた

《消費者庁 食品ロス削減啓発チラシ・冊子》



《消費者庁食品ロス削減Twitter》

https://twitter.com/caa_nofoodloss

自治体における食品ロス削減推進サポーターの支援・連携例

- **サポーターが活躍できる「場」の提供**（講座の開催やイベントでの起用）

※サポーター育成においても同様

- 可能な範囲で、**講座の開催場所や通信手段などの支援**

- **開催の案内・周知**

- サポーターの育成や**活動に必要な資材の提供**

（消費者庁作成の「食品ロス削減ガイドブック」や参考資料、地方公共団体作成の啓発資材等）

- **サポーターへの助言**

- 食品ロス削減に向けた**実態把握、地域の特性の把握、地元事業者などと連携して収集した情報等の**

サポーターへの提供

→これから推進計画を策定する場合には、計画に盛り込む内容の参考にもなる

- サポーターの登録状況を把握し、**講座を希望する者への講師派遣の紹介・斡旋等**

- **サポーターの仲間を増やすための周知・案内**

概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援
- 消費生活相談員、消費者行政職員等のレベルアップのため、消費者トラブル等に関する研修の参加に必要な経費を支援
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援

地方消費者行政強化事業(1. 2. は原則補助率 1/2、3. は定額)

1 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化※

事業メニュー

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。(1)の一部事業メニューの補助率は定額。

- (1) 情報化対応の推進(メール、SNS等を活用した消費生活相談のデジタル対応、デジタル補助員の設置に係る経費など)
 - ・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実(指定消費生活相談員及び主任相談員による相談機能の強化、広域連携の立上げなど)
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (3) 消費者教育・啓発への取組
- (4) SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (5) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

2 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ

研修メニュー

- (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発(新型コロナウイルス感染症に)
- (4) 消費者政策に関連する法改正等への対応

3 靈感商法を含めた悪質商法対策事業

事業メニュー

- (1) 消費者被害の防止・早期発見(消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営)
- (2) 消費生活相談等の機能強化(消費生活相談の機能強化、悪質事業者等への対応強化)

・食品ロス削減の周知・啓発
・食品ロス削減推進計画の策定
・食品ロスの実態調査
・フードドライブ・フードバンク支援
・食品ロス削減推進サポーター育成
等に活用いただけます。

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率: 定額)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援